

○認知機能検査の運用に関する規程

(平成 29 年 2 月 27 日公安委員会規程第 1 号)

改正 令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規程第 7 号

認知機能検査の運用に関する規程を次のように定める。

認知機能検査の運用に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イに規定する認知機能検査(以下「検査」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の実施)

第 2 条 検査は、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が行うものとする。ただし、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が他の者に委託したときは、この限りでない。

(検査の委託)

第 3 条 検査は、公安委員会が次の各号のいずれにも該当すると認める法人に委託することができる。

- (1) 検査を適正かつ円滑に実施するために必要な数の検査員(検査を実施する者をいう。以下同じ。)が置かれていること。
- (2) 検査を行うために必要な施設その他設備を有し、また、当該施設等は、高齢者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性が確保されていること。
- (3) 検査の受付、実施、公安委員会への報告、検査結果の管理等を適正かつ確実にを行う組織及び能力を有すること。
- (4) その他検査を適正かつ円滑に実施するために必要かつ適切な組織及び能力を有すること。

(指導及び監督)

第 4 条 公安委員会は、前条の規定により検査を委託した場合は、検査の実施状況について監督するとともに、必要な報告を求め、検査内容等について指導及び助言を行うこととする。

2 公安委員会は、検査員の技術及び知識の向上に資するため、研修等を行うことができる。

(委託の解除)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、公安委員会は、検査の委託を解除することができる。

- (1) 検査の委託を受けた法人が、第 3 条各号のいずれかに該当しなくなった場合
- (2) 検査の実施に関して、公安委員会の指導及び監督に従わなかった場合
- (3) 公安委員会が、委託の必要がないと認めた場合

(検査員)

第 6 条 委託により検査を実施する場合の検査員は、21 歳以上の者であって、検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う講習(以下「講習」という。)を終了した者又は検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う審査(以下「審査」という。)に合格した者とする。

2 公安委員会が検査を実施する場合の検査員は、21 歳以上の者であって、警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者とする。

(講習及び審査の実施)

第 7 条 講習及び審査は、本部長が行うものとする。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、検査、講習及び審査の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 認知機能検査員講習に関する規程(平成 21 年岡山県公安委員会規程第 3 号)

(2) 認知機能検査に関する規程(平成 21 年岡山県公安委員会規程第 4 号)

附 則(令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。